

閱覽用

平成29年 第3回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年3月2日

神崎市農業委員会

平成29年第3回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月2日(木) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	欠
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	邦田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

10番 鶴 委員

11番 福田 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信

係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第4号 あっせん委員の指名について	1件
議案第5号 農地の賃借料情報の提供について	1件
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	102件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	12件
報告第2号 農地利用配分計画について	3件
報告第3号 下限面積(別段の面積)の設定について	1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	桑原健太郎

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。

本年度最後の総会ということで、本日は、大変お忙し中、出席していただき、ありがとうございます。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成29年第3回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長（会長あいさつ）

改めまして、おはようございます。

今朝の新聞のお悔み欄を見られた方は、ご存じと思いますが、神埼の〇〇氏のお母さんが亡くなられております。

私も隣保班ですので、今日の通夜と明日の葬儀に出席する訳でございます。大変働きの者で、村一番のお母さんじゃなかったかと思えます。本人、故人または〇〇氏に縁のある方は、お参りいただければと思います。

それでは只今から、平成29年第3回神崎市農業委員会総会を開催いたします。

事務局長

本日の出席委員は12名でございます。

3番「服巻」委員より欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は10番「鶴」委員と11番「福田 肇」委員の2名を指名いたします。

宜しくお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第4号 あっせん委員の指名について	1件
議案第5号 農地の賃借料情報の提供について	1件
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	102件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	12件
報告第2号 農地利用配分計画について	3件

報告第3号、下限面積(別段の面積)の設定について

1件

以上、6議案112件、報告第1号から報告第3号の16件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番、申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番の他、畑2筆の1, 385㎡です。転用の目的は太陽光発電施設で、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費については記載のとおりです。

転用着工は平成29年4月1日、工事完了は平成29年6月30日の予定です。

権利の内容は賃借権の設定。農振除外は決定済みで、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。位置図と計画図を6ページと7ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書と資金証明書、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、土壤の保護や雨水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の「〇〇」です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容について、申請者に直接確認しましたが、今回の転用は、周辺農地の営農活動に支障が無いよう十分に考慮して計画されたと思われしますので、特に問題は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇、田の750㎡です。

転用の目的は賃貸用共同住宅で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費については記載のとおりです。

転用着工は平成29年4月15日、工事完了は平成29年9月30日の予定です。

権利の内容は所有権の移転。農振除外は決定済みで、農地区分は宅地化している集落に連たんした小規模の農地の区域内にある第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。位置図と計画図を8ページと9ページに添付しています。申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書、融資関係書類と資金証明書、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

議案第1号、受付番号2番の土地の所在は、神埼町本堀でございますので、〇〇番の「〇〇」が意見を述べさせていただきます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は、周辺農地の営農活動に支障が無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

只今、地区担当委員としての意見を述べさせていただきました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第4条 受付番号1番 申請者入室)

議 長

それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番、田の241㎡です。

転用の目的は苗代施設の整備で、転用の理由及び申請人、施設の用途や事業費については記載のとおりです。

転用着工は平成29年3月30日、工事完了は平成29年4月30日の予定です。

申請地は農振除外決定済みで、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地と判断されますが、許可基準は「農業用施設、農産物処理加工施

設、農畜産物販売施設」を設置する場合に該当します。

位置図と計画図を10ページと11ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図、事業費見積書と資金証明書、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。転用の内容を関係者に確認しましたが、今回の転用は、周辺農地の営農活動に支障が無いよう十分に考慮して計画されたと思われるので、特に問題はないと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇、畑の559㎡です。

転用の目的は太陽光発電施設で、転用の理由及び申請人、施設の用途や事業費については記載のとおりです。

転用着工は平成29年4月1日、工事完了は平成29年6月30日の予定です。

申請地は農振除外決定済みで、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。位置図と計画図を12ページと13ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図、事業費見積書と支払い済み領収書、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号2番について、地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第2号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は、周辺に農地はなく、回りは竹林で支障はない状態であり、特に問題はないと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の3ページをお開きください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番から受付番号4番について、一括して審議いたします。
事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請4件について説明します。

議案書3ページから4ページに記載しております、受付番号1番から4番について、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。

申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われまふ。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。
(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。
(あっせん委員の指名)

議 長

次に、議案書の5ページをお開きください。
議案第4号、あっせん委員の指名についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号、あっせん委員の指名について農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名をおこないます。

受付番号1番、売渡希望所在地は神埼町〇〇で、申出理由は「経営規模縮小のため」ということです。申出者、売り渡し希望価格等は記載のとおりです。

位置図は、14ページに添付しております。以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係る、あっせん委員を指名したいと思います。

受付番号1番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、6番の「原」委員を指名したいと思います。

議長

異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしということですので、〇〇番の「〇〇」委員、宜しく願いいたします。

(農地の賃借料情報の提供関係)

議長

次に、議案書の最後のページをご覧ください。

議案第5号、農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第5号の議案書を基に朗読後、説明】

議案第5号、農地の賃借料情報の提供についてご説明いたします。

農地法の一部改正(平成21年12月15日施行)により、標準小作料制度が廃止され、農地法第52条の規定により、賃借等の動向、農地に関する情報の提供を行うことになっておりますので、今回、審議をお願いするものであります。

議案書の記載しております、賃借料情報は、平成28年1月から12月までの1年間の利

用権設定の申出を基に、地域の平均から著しく高額であるものと低額なもの除いて算出しております。各町の大字別に平均額、最高額、最低額を記載した表になります。

表の説明をいたしますが、昨年との比較表は付けておりませんが、神埼町の永歌、本堀、田道ヶ里については、本年度データ件数が36件ですが、昨年度は1,076件とかなり減少しております。昨年との比較額で、神埼町では減額の297円、千代田町におきましては、プラス216円、脊振町、減額437円となっております。

データ件数でございますけど、昨年度2,433件から本年度1,049件と半分以下に減少しており、法人化に伴うものです。

右側に物納による、10アール当たりの重量を示しておりますのでご覧ください。

この表につきましては、ホームページ等で公表することとしておりますので、農地の利用権設定の申出をする方の賃借料の目安としてご利用いただくこととなります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第5号について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

私から一つお願いですが、賃借料の中にカントリーや共乾の固定費が含まれているのかで違いますので、含む場合と含まない場合がありますので、備考欄に記載していただければと思いますので、検討をお願いしたい。

事務局

この賃借料の情報提供につきましては、毎年、こういうふうなデータに基づいて、公表している訳であります。毎年、法人化等で件数が少なくなると思われ。共乾の経費等についての質問ですが、データは持ち合わせがありませんが、算出方法等を精査して、来年度の公表については、検討していきたいと考えております。以上です。

議 長

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農地の賃借料情報の提供について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されましたので、「市報かんざき」及び市のホームページで情報提供することといたします。

(農政水産課入室)

(議案第6号関係)

議 長

別冊の議案第6号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議 長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します、よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表、利用権設定関係

神埼町、新規9件、再設定2件、計11件

内訳は田 4筆 40, 594㎡

畑 1筆 506㎡

計25筆 41, 100㎡

千代田町、新規77件、再設定6件、計83件

内訳は田 286筆895, 570. 46㎡

脊振町、新規3件、再設定4件、計7件

内訳は田 21筆 28, 103㎡

畑 1筆 325㎡

神崎市 合計102件

内訳は田 331筆964, 267. 46㎡

畑 2筆 831㎡

計 333筆965, 098. 46㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

事務局

議長よろしいですか。

議案書を配布しておりますので、総括表で、神埼町の再設定2件、計11件という説明でありましたが、それが正しければ、まず、議案書の修正があれば説明をお願いします。

農政水産課

失礼しました。修正の方をさせていただきます。議案書の再設定の件数が3件と記載されておりますが、こちらが2件に修正をお願いします。合計を11件に、最後の神崎市合計欄の102件を101件に修正をお願いします。失礼いたしました。

議長

只今、総括表の説明が終わりました。

農用地利用集積計画について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による、議事参与の制限を受ける案件について先に審議いたします。

議長

それでは、〇〇番「〇〇」委員が議事参与の制限を受けますので、退室を求めます。

(〇〇番〇〇委員退室)

議 長

2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規、受付番号 5 番及び7ページの千代田町、新規、受付番号47番の議事参与に関する案件について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議事参与の案件、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の 2 ページの神埼町、新規 5 番及び議案書 7 ページの千代田町、新規 4 7 番の申し出について説明します。

設定する内容は、2件合わせまして、田 9 筆 3 3, 8 1 2 m²となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町、新規、受付番号 5 番及び千代田町、新規、受付番号47番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、〇〇番「〇〇」委員の入室を許可いたします。

(12 番 黒田 委員入室)

議 長

引き続き、農用地利用集積計画、神埼町、新規分、受付番号5番を除く、受付番号 1 番から受付番号9番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規1番から9番までの申し出について説明します。設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして田22筆37, 937㎡、畑1筆506㎡、計23筆38, 443㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号4番、受付番号6番から受付番号9番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号2番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から2番までの申し出について説明します。設定する内容は、田2筆2，657㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページから10ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号47番を除く、受付番号1番から受付番号77番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町、新規1番から10ページの77番までの申し出に

ついて説明します。設定する内容は、最初の議事参与の制限分を含めまして、田 273筆859, 471.46㎡となっております。その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号46番、受付番号48番から受付番号77番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、11ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番から受付番号6番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の11ページの千代田町、再設定1番から6番までの申し出について説明します。設定する内容は、田13筆36, 099㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、12ページの農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番から3番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の12ページの脊振町、新規1番から3番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田5筆5, 858㎡、畑1筆325㎡、計6筆6, 183㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番から3番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、13ページの農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号1番から4番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の13ページの脊振町、再設定1番から4番までの申し出について説明します。設定する内容は、田16筆22, 245㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目直しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号1番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

以上で議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

1ページの受付番号1番から4ページの受付番号12番までについて、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から6番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出があったものについて報告します。

1ページから4ページに記載しています受付番号1番から12番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。

なお、受付番号4番から9番は、〇〇、〇〇地区で農業経営を行っていた農家の離農に

伴う合意解約です。次の耕作者については、地区で調整をされています。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありました。報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、事務局からの報告のとおりです。

(農地利用配分計画関係)

議 長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号 農地利用配分計画についてを議題とします。

総括表及び集計表について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第2号、農地利用配分計画について説明】

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告(農地利用配分計画関係)について、農地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農地利用配分計画の認可の通知があったものについて報告します。

1ページの農地利用配分計画関係総括表をご覧ください。

神埼町1件、田6筆16,908㎡、千代田町2件、田149筆405,879㎡、内容は、農地の出し手から公社へ利用権設定を行った農地を、農地利用配分計画により担い手へ貸付けを行うというものです。詳細については別冊のとおりですので、お目通しをお願いします。

以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありました。報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第2号、農地利用配分計画については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議 長

次に、別冊の報告第3号をご覧ください。

報告第3号、下限面積(別段の面積)」の設定についてを議題とします。

事務局から報告させます。

事務局

【報告第3号報告書を基に朗読後、説明】

報告第3号 別段の面積(下限面積)の設定についてご説明いたします。

本件でございますが、農地法第3条第2項第5号の規定により、「別段の面積を設定している場合は別段面積及び設定理由をホームページ等により周知すること。」また、毎年、農地利用状況調査の結果等に基づき検討し、検討結果をホームページで公表することになっております。

脊振町の下限面積(別段の面積)については、議案書に記載しておりますとおり、農地法施行規則第17条の別段の面積の判断基準に基づき、農地の権利移動関係で特段、支障をきたしていないと判断し、各要件を満たしております。

このようなことから、脊振町の別段面積を現行の30アールとし、神埼町・千代田町の別段面積については、農地法に規定する面積50アールにいたしたいと考えております。

この案件につきましては、神埼町北部地区を含む関係地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の意見をお伺いし、次回の4月総会に上程したいと考えております。

以上で説明を終わります。

議 長

只今、事務局より報告がありました。報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第3号、別段の面積(下限面積)の設定については、只今、事務局からの報告のとおりです。

本件につきましては、4月の総会で審議する予定であります。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。
これもちまして、平成29年第3回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。
ご審議ありがとうございました。

午前10時26分 閉 会